

この会則はあくまで例であり、必要な事項や具体的内容については各団体で検討し、項目を加除してください。

ただし※1～※4の名称、目的、活動内容、経費については、必ず規定してください。

「長岡京パソコンサークル」会則（例）

令和2年4月1日

※1（名称）

第一条 本会は「長岡京パソコンサークル」と称する。

※2（目的）

第二条 本会は、お互いにパソコンを学ぶことと、パソコンを地域住民に普及させること、および、パソコンの学習を通して会員相互の親睦を深めることを目的とする。

※3（活動内容）

第三条 本会は前条の目的達成のために、次の活動を行う。

- 一、パソコンの学習会の開催
- 二、会員同士の親睦会の実施
- 三、その他、目的達成のために必要な活動

（会員の資格）

第四条 本会の目的に賛同し、会費を納めた者は、会員の資格を有し、会員名簿に登録した時点で本会の会員となる。

（会員の除名）

第五条 次のいずれかに該当する者は、会長の判断により除名できるものとする。ただし、会長自身が次のいずれかに該当する場合は、臨時総会の決議により会長を改選し、新しい会長によって会員の除名を行うものとする。

- 一、会員名簿への登録の際に虚偽の申告があった者。
- 二、本規約に反する行為を行った者。
- 三、本会サークル内の信頼関係を著しく乱す者。
- 四、本会の名誉と信用を傷つけた者、もしくはその恐れのある者。
- 五、故意に周囲に損害を与えた者。ただし、周囲に損害を与えた者は、故意、過失にかかわらず、自らが損害賠償しなければならない。
- 六、住所、連絡先が不明となり、通知、連絡が不可能になった者。
- 七、会費を払わない者。
- 八、その他、公序良俗に反する行為をした者。

（会員の脱会）

第六条 会員は、本人の自由意志に基づいて、いつでも脱会することができる。

（役員）

第七条 本会の役員は次の通りとする。

- 会長 1名
- 副会長 1名
- 会計 1名

(役員の仕事)

第八条 会長は本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、その仕事を代行する。
3. 会計は本会の会計事務を担当する。

(役員の出選方法)

第九条 会長、副会長、会計は、総会において会員の中から選挙で出選する。

(役員の任期)

第十条 会長、副会長、会計の任期は1年とし、再任は妨げない。

2. 各役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その仕事を続行しなければならない。
3. 欠員が生じた場合の後任の期間は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第十一条 総会は本会の最高議決機関であり、毎年1回会長が召集する。その他、役員が必要と認めた場合、または、会員の3分の1以上の要求があった場合には、臨時に召集する。

2. 総会は委任状を含め会員の過半数出席をもって成立する。
3. 総会では、次の事項について審議する。
 - 一、前年度活動報告および決算報告
 - 二、新年度の活動計画および予算
 - 三、会則の改正
 - 四、任期満了時の役員の出選
 - 五、その他の必要事項
4. 議長は、会長がつとめる。ただし、会員の3分の1以上の要求があった場合には、他の会員が議長をつとめる。
5. 総会の議決は出席者全員の過半数を持って決議し、賛否同数の場合は議長がこれを決める。ただし、規約の改正には総会の3分の2以上の賛成を要するものとする。

(役員)

第十二条 本会の令和2年度の役員は次のとおりとする。

会長 長岡 京一
副会長 長岡 京子
会計 長岡 京二郎

※4 (経費)

第十三条 本会の経費は、会費をもってあてる。

2. 会費の額は、月額500円とする。
3. 途中入会については、月額を納入するものとする。
4. 途中脱会については、返還しないものとする。
5. 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付則 この規約は、令和2年4月1日より施行する。